

商品と引き換えた商品券（使用済み商品券）の換金手続きの手順

- ①商品と引き換えた商品券（使用済み商品券）は、裏面の取扱加盟店欄に事業所名を記載【手書きまたはゴム印】したうえ、換金手続きを行ってくださいますようお願いいたします。
※事業所名の記載がない場合は、換金手続きに応じられませんので、必ず明記してくださいようお願いいたします。

【 『横手にぎわい商品券』の見本 】

全店共通券（あお色）



正規品はぎん色です。
カラーコピーでくろ色に変色します。

コピーで“複写”の文字が浮き出します。

有効期限に注意してください。
すべて同じ期日とは限りません。

切り取らないでください。

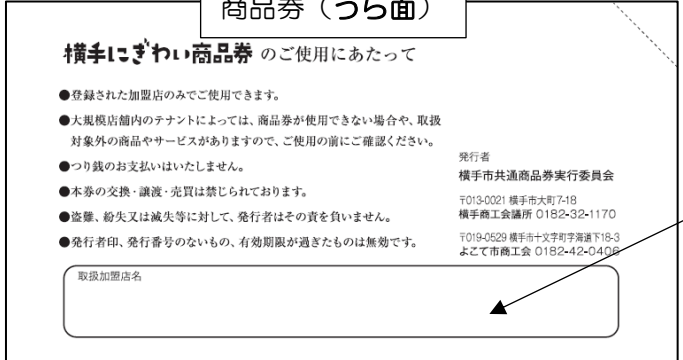
中小店専用券（ピンク色）



有効期限に注意してください。
すべて同じ期日とは限りません。

切り取らないでください。

商品券（うら面）



●登録された加盟店のみでご使用できます。
●大規模店舗内のテナントによっては、商品券が使用できない場合や、取扱対象外の商品やサービスがありますので、ご使用前にご確認ください。
●つり銭のお支払いはいたしません。
●本券の交換・譲渡・売買は禁じられています。
●盗難、紛失又は滅失等に対して、発行者はその責を負いません。
●発行者印、発行番号のないもの、有効期限が過ぎたものは無効です。

発行所
横手市共通商品券実行委員会
〒019-0021 横手市大町7-19
横手商工会議所 0182-32-1170
〒019-0529 横手市十文字町字海通下18-3
よこて市商工会 0182-42-0406

取扱加盟店名

ゴム印や手書きで加盟店名を記入

②換金手続きは、最寄りの商工団体（横手商工会議所、よこて市商工会）でお取り扱いいたします。

※換金手続きの時間は、平日の午前9時～午後5時です。

③換金振込先指定口座の登録は、『換金振込先指定口座登録届（様式第五号）』にて承ります。
必要事項をご記入のうえ、初回の換金手続きの際に最寄りの商工団体（横手商工会議所、よこて市商工会）へご提出をお願いいたします。

④換金手続きの際には、以下のものが必要となります。

- ・使用済み商品券（うら面に事業所名を記載し、枚数を確認）
- ・事業所名のゴム印（ない場合は不要）
- ・持参者の認め印

※使用済み商品券は、接着剤やホッチキス等で綴り合せず、1枚ずつ離れた状態でお持ち込みください。銀行印や預金通帳は必要ございません。

⑤換金手続きの際に、使用済み商品券を持参者確認のもと、札勘機で計数いたします。
計数した枚数を相確認したのち、『換金請求書』にご記入いただきます。

【 『換金請求書』（2枚複写）の見本 】

(様式第三号)

横手市共通商品券 No. _____

換 金 請 求 書

横手市共通商品券実行委員会 敬中

年 月 日

下記の通り、ご請求いたします。

使用済み商品券	枚	①
換 金 額 【①×@1,000】	,000 円	②
換金手数料(税込) 【②×_____%】	円	③
請 求 金 額 【 ② - ③ 】	円	

取扱加盟店

持参者印

換金対応者印

※厳格として、換金額の間違いは下記サイクルでお取り直しいたします。
・1日～19日まで換金手続きをした方 → 翌月20日に返金
・11日～20日まで換金手続きをした方 → 翌月30日に返金
・21日～末日まで換金手続きをした方 → 翌月10日に返金
(ただし、返金日が休日のときは、翌営業日に返金いたします。)

持参者のハンコをご持参ください。

加盟店のゴム印をご持参ください。

※ゴム印が無い場合は、手書きでも可。

⑥換金は、商品券1枚1,000円につき、加盟店に応じた一定割合の換金手数料（下記参照）を差し引き指定口座へお振込みいたします。

【換金手数料率】	中小店 (店舗面積 1,000 m ² 以下)	大型店 (店舗面積 1,000 m ² 超)
横手商工会議所または よこて市商工会の 会員	1%	3%
横手商工会議所または よこて市商工会の 非会員	3%	6%

⑦換金額の振込手数料は、実行委員会が負担いたします。

⑧原則として、換金額のお振込みは下記サイクルでお取り扱いいたします。

- ・ 1日～15日まで換金手続きをした方 ⇒ 当月末日に送金
- ・ 16日～末日まで換金手続きをした方 ⇒ 翌月15日に送金

※送金日が休日のときは、前営業日に送金いたします。

（詳しくは、換金カレンダーをご参照ください。）